

法人会「令和8年度税制改正スローガン」

- 「社会保障に充てる消費税の減税は慎重な検討が必要
将来世代にツケを回さない仕組み作りを！
- 「金利のある世界」への回帰を踏まえ、
金融市場の動揺を招かない財政運営を！
- 企業への過度な社会保険料負担を抑制し、
中小企業の活性化に資する税制措置を！
- 本格的な事業承継税制を確立し、
地域経済と雇用の担い手の中小企業を守れ！

「法人会からの令和8年度税制改正に関する提言(概要)」

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

- ・日本銀行は昨年3月にマイナス金利政策を解除し、金利が引き上げられた。財務省の試算によれば、今後も金利上昇が続けば、将来的には税収増より国債の利払い費の方が増える事態が想定されている。経済の正常化が進んで金利が上昇すれば、国債の利払い費の増加は免れない。国債の信認が揺らげば、経済成長を阻害することなども考えられる。政府と日銀には健全な関係を構築し、金融市場の動揺を招かないような細心の政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- ・社会保障のあり方を巡っては、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、負担の公平性を確保する視点も重要である。このため、医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においてもその能力に応じて一定の負担を求める応能負担の原則を確立し、幅広い理解を得る必要がある。中小企業は物価高騰の中で物価上昇を上回る賃上げが求められ、厳しい経営を強いられている。さらに昨年10月から社会保険の適用範囲が拡大されたが、賃金要件は3年以内に、企業規模要件も10年かけて撤廃することとしている。中小企業の社会保険料負担は年々増加しており、事業主への過度な保険料負担を抑制しつつ、女性の就労や人材確保の観点から、配偶者控除や第3号被保険者制度の問題を含め、税と社会保障を一括して議論しなければならない。

4 ページへ続く

荒川税務署からのお知らせ

その疑問、
チャットボットに
相談しませんか？

24時間利用可能

※メンテナンス時間を除きます。



スマホでのご利用は
こちらから▼



税務職員ふたば

2025.9.25 (木) 相談開始

2026.1.31 (土) 相談終了

New

年末調整

(令和7年分)

▼以下の項目についても公開中

所得税の確定申告

(令和6年分)

**e-Tax、確定申告書等
作成コーナーの操作方法**

消費税の確定申告

(令和6年分)

インボイス制度

パソコンでもご利用できます！

こちらで検索▼

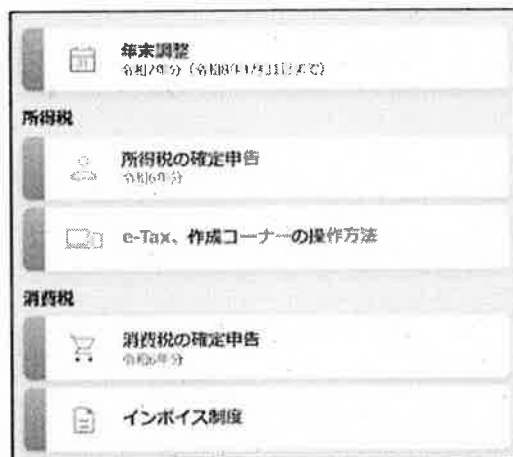
国税庁 ふたば



国税庁 法人番号7000012050002

手順1

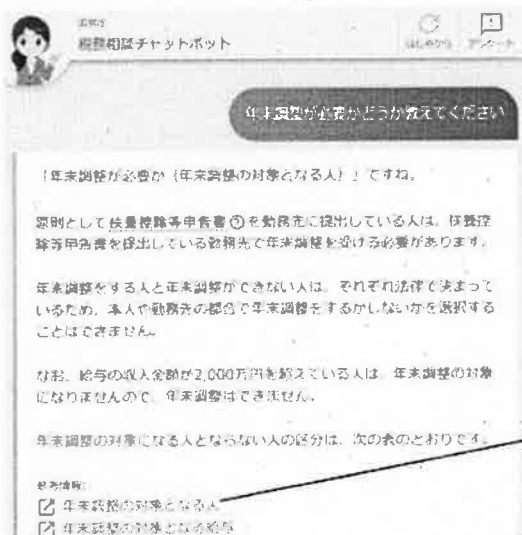
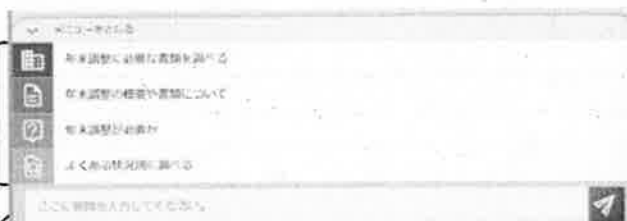
相談内容を選択



手順2

相談のしかたを選択

- ・メニューから選択
- ・文字で入力する



相談をすると…
答えがすぐに表示されます。

詳しい情報は、
参考情報のリンク☑をクリック

- ・チャットボットは、AI（人工知能）が回答を選択して提示するウェブサービスです。国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>)からご利用いただけます。
- ・画面は年末調整に関する相談のイメージです。実際の画面と異なる場合があります。
- ・メンテナンス等によりご利用できない場合があります。

3. 行政改革の徹底

- ・政治資金の問題については、政治資金規正法の見直しが行われたものの、依然として国民の政治に対する不信感は解消されていない。また、こうした政治家の不祥事は、国民の納税意欲を著しく阻害することになりかねない。政治資金に関する透明性の向上や使途の適正化、罰則の厳格化を図るべきである。

Ⅱ 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の重要な担い手であるだけでなく、日本経済の礎でもある。中小・零細企業は企業全体の9割以上、国内雇用の7割を占める大きな存在である。そうした企業が将来にわたって存続し、存在感を発揮し続けるためには、中小企業活性化が不可欠である。地方創生の観点からも政府と自治体が緊密に連携しながら地域の中小企業に元気を与えるような税制措置を強く求める。

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の受け皿などとして大きく貢献している。中小企業経営者の高齢化も進んでいる中で、中小企業が相続税の負担等によって次世代に円滑な事業の承継ができなければ、そうした企業が保有する独自の技術やサービスが失われ、ひいては我が国の経済・社会の根幹が揺らぐことになりかねない。事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設。
- (2) 取引相場のない株式の評価の見直し
- (3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

3. 消費税関係

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度や、インボイス制度は事業者の事務負担が大きい。政府は軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響のほか、低所得者対策の効果等を検証する必要がある、問題があれば廃止を含めて制度を見直す必要がある。

- (1) インボイス制度が導入されたが、国は引き続き、事業者に混乱が生じないように制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が不可欠である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。
- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
等

お問い合わせ先	公益社団法人 荒川法人会 事務局 担当者：中平 智子 ☎03-3893-9836
---------	---